

全ての住宅に火災報知器の設置が義務付けられます

住宅火災による死者数の増加により消防法の一部が改正され、住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。住宅用火災警報器は、火災によって発生する煙や熱を感知し、ブザーで危険を知らせるもので、特に住宅火災によって死に至った原因の7割が「逃げ遅れ」によるものであることから、火災の早期発見に非常に役立ちます。

1. 設置箇所について

住宅用火災警報器は、消防法の改正により全ての寝室に設置する義務があります。2階にも寝室がある場合には、2階の寝室のほか階段にも設置が必要です。

2. 設置期限について

新築住宅の場合

平成18年6月1日以降の新築住宅については、建設時点で設置義務が発生します。

既存住宅の場合

・公営住宅入居者

既に担当課（建設課建築係）より通知されておりますが、公営住宅管理者（町）によって設置いたしますので、一切自己負担をする必要はありません。

・1戸建て（持ち家）住宅所有者

条例により設置期限が決められており、期限までに所有者の負担によって設置する必要があります。（平成23年5月31日まで）

但し、万が一に備えるためにも、速やかな設置が望まれます。

自動火災報知設備・スプリンクラー設備などが設置されている場合には新たに設置する必要はありません。

3. 注意事項について

今回の改正により、新たに訪問販売が行われる恐れがあります。火災報知器はホームセンターなどでも取り扱っておりますので、訪問販売で購入する必要はありません。

また、自分で取り付けることも可能です。（1個 6千円～7千円程度）

4. 問い合わせ先

南富良野町産業課商工観光係	52 - 2178（直通）
南富良野町建設課建築係（公営住宅）	52 - 2179（直通）
富良野地区消防組合南富良野支署	52 - 2119
住宅用火災警報器相談室	0120 - 565 - 911